

感染症広域情報

件名: デング熱に関する注意喚起(内容の更新)

【ポイント】

- 高熱、発疹、筋肉痛などの症状を引き起こすデング熱が、中南米、大洋州、東南アジア、アフリカ地域などで発生しています。
- デング熱は、デングウイルスに感染した蚊に刺されことで感染しますので、上記地域においては、長袖の着用や虫除けスプレーの使用など、以下 1(4)記載の予防措置をとるよう心がけてください。
- 感染が疑われる場合は早期に医療機関を受診してください。

【本文】

1 デング熱について

(1) 感染源

デングウイルスに感染しておこる急性の熱性感染症で、感染した患者から蚊が吸血すると、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊が他者を吸血することでウイルスが感染します(蚊媒介性)。ヒトからヒトに直接感染するような病気ではありません。また、感染しても発症しないことも多くみられます。

(2) 症状

潜伏期間は2~14日(多くは3~7日)です。突然の高熱で発症し、頭痛、眼窩痛、顔面紅潮、結膜充血を伴い、発熱は2~7日間持続します(二峰性であることが多いです)。初期症状に続き、全身の筋肉痛、骨関節痛、全身倦怠感を呈します。発症後3~4日後、胸部、体幹から始まる発疹が出現し、四肢、顔面に広がります。症状は1週間程度で回復します。なお、ごくまれに一部の患者において、発熱2~7日後、血漿漏出に伴うショックと出血傾向を主な症状とする致死的病態が出現することがあります。

(3) 治療方法

デング熱には特別な治療法がなく、一般に対症療法が行われます。発症した場合は安静にし、十分な水分補給を行い、医師の診断を受ける必要があります。症状などに応じて自宅療養や入院治療、救急搬送などの措置がとられます。

(4) 予防方法

デング熱を媒介するネッタイシマカ、ヒトスジシマカは、わずかな水たまりでも繁殖するため都市部でも多くみられます。蚊に刺されないようにすることが最善の予防策です。上記発生地域においては、以下の点に十分留意の上、感染の予防に努めてください。

- 外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくする。
- 肌の露出した部分に、虫除けスプレーなどを使用する。
- 室内では網戸や蚊帳などを使用し、蚊の侵入を防ぐ。
- 電気蚊取り器、蚊取り線香及び殺虫剤などを効果的に使用する。
- 規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。
- 蚊の繁殖を防ぐために、屋外の空容器を適切に廃棄する、屋外の貯水容器に蓋をするなどし、水たまりなどの蚊の生息地、産卵場所をなくす。

○ 参考情報

- ・ 厚生労働省

「デング熱について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131101.html>

- ・ 厚生労働省検疫所(FORTH)

「デング熱」

<https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/name33.html>

「デング熱と重症型のデング熱について」

https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2022_00001.html

「デング熱-世界の状況」

https://www.forth.go.jp/topics/2024/20240110_00001.html

- ・ 国立健康危機管理研究機構(JIHS)

「デング熱」

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ta/dengue/index.html>

2 感染が疑われる場合

突然の高熱や頭痛、関節痛や筋肉痛、発疹などのデング熱が疑われる症状が現れた場合は、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けてください。渡航・滞在先での医療機関情報は、各日本国大使館・総領事館ホームページをご参照ください(本情報の末尾に在外公館連絡先リンクを掲載しています。)。また、帰国時又は帰国後に発熱など体調の異常がある場合や渡航先で医療機関を受診するなど体調に不安がある場合には、空港などの検疫所にご相談いただくか、近くの医療機関を受診し、海外への渡航歴を告げてください。

3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一に備え、家族や友人、職場などに日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省の海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録してください。

「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(問合せ窓口)

○ 外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○ 外務省領事局政策課(感染症情報)

電話：(代表)03-3580-3311

○ 外務省 海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (フィーチャーフォン)

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下をご参照ください。

○ 外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>